

阿久根地区消防組合からのお知らせ

～飲食店を営業されている皆様へ～



平成28年12月22日に発生した新潟県糸魚川市の大規模火災を受けて、消防法令が改正され、小規模な飲食店等における消火器の設置基準が強化されました。

1 改正内容

平成31年10月1日からは、火を使用する設備又は器具を設けた飲食店等においては、原則、延べ面積に関わらず消火器の設置を義務付けるものです。（現在延べ面積150㎡以上の飲食店に対し設置義務）

火を使用する設備又は器具とは・・・コンロ、フライヤー、かまど、オーブン、ガステーブルなど
※電気を熱源とする設備（IH）又は器具は含みません。

ただし、次の措置等が講じられている場合は、消火器の設置義務は課せられません。

① 調理油過熱防止装置（Si センサー）

鍋の温度の過度な上昇を感知し、自動的にガスの供給を停止する装置

② 自動消火装置

厨房設備の火災を自動的に感知し、消火薬剤等を放射して火を消す装置

③ 圧力感知安全装置（カセットコンロ）

加熱によるカセットボンベの圧力上昇を感知して、自動的にボンベを外す装置



※調理油加熱防止装置

2 維持管理について

設置が義務付けられた消火器具は、6か月ごとに点検し、その結果を1年に1回所定の様式で消防署へ報告する必要があります。

